

2021年11月30日

各位

会 社 名 株 式 会 社 関 西 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 代表者名 代表取締役社長 福 谷 耕 治

証券コード 9919 (東証第一部)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 中 西 淳

TEL 072-772-0341 (代表) URL http://www.kansaisuper.co.jp/

## 株式交換差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立てに関するお知らせ

当社が 2021 年 11 月 26 日付「株式交換差止めの仮処分の決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、神戸地方裁判所において、同月 22 日付で、当社とエイチ・ツー・オー リテイリング グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を仮に差し止める旨の仮処分の決定(以下「本仮処分決定」といいます。)がなされ、当社による保全異議の申立てに対し、同裁判所により、同月 26 日付で本仮処分決定を認可する決定(以下「本認可決定」といいます。)がなされておりましたが、当社は、本日、大阪高等裁判所において、本認可決定に対する保全抗告の申立て(以下「本保全抗告」といいます。)を行いましたので、お知らせいたします。

## 1. 保全抗告の申立てに至った経緯

当社が 2021 年 11 月 17 日付「株主による仮処分命令の申立て(株主総会決議取消請求権を被保全権利として追加する申立て)に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、オーケー株式会社から神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令の申立てがなされておりました。

そして、当社が 2021 年 11 月 22 日付「株主による仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日、神戸地方裁判所において、本株式交換を仮に差し止める旨の本仮処分決定がなされました。これを受け、当社は、2021 年 11 月 24 日付で神戸地方裁判所において異議申立てを行いましたが、同月 26 日付で神戸地方裁判所において本認可決定がなされました。

当社は、神戸地方裁判所の上記各決定を争い、その取消し等を求めるため、本日、大阪高等裁判所に 対して本保全抗告の申立てを行いました。

## 保全抗告の申立てを行った年月日 2021年11月30日

## 3. 今後の見通し等

当社は、本仮処分決定及び本認可決定は直ちに是正されるべきものと考えており、引き続き、当社が本株式交換等に関して 2021 年 10 月 29 日に開催した臨時株主総会の適法性及び公正性を明らかにしてまいります。

以上